

# 青森県報

号外第三十一号

平成二十三年  
三月三十日  
(水曜日)

## 目 次

### 規 則

- 青森県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則……………(総務学事課) ……一
- 青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則……………(防災消防課) ……一
- 国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則……………(高齢福祉課) ……二

### 訓 令

- 青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令……………(総務学事課) ……二
- 青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令……………(防災消防課) ……三
- 青森県文化観光振興連絡会議規程の一部を改正する訓令……………(観光企画課) ……四

### 告 示

- 青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程……………(林政課) ……五

### 議 会

- 青森県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程……………(総務課) ……五
- 青森県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令……………(同) ……五

### 雑 報

- 青森県新産業都市建設事業团组织規程の一部を改正する訓令……………(新産業都市建設事業団) ……六

## 規 則

青森県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第十四号

青森県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の資産等の公開に関する規則(平成七年十二月青森県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第三号様式中「先物取引の冊籍・簿所論」を「先物取引の冊籍・簿籍・簿所論」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第十五号

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則

青森県災害対策本部に関する規則(昭和三十八年四月青森県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「部長」の下に、「観光国際戦略局長」を、「及び本庁の下に」の部、観光国際戦略局、エネルギー総合対策局及び出納局」を加える。  
第五条第一項の表県土整備部の項の次に次のように加える。

観光国際戦略部 観光国際戦略局長

第六条県土整備部の項の次に次のように加える。

観光国際戦略部

部等設置条例第一条第八号に規定する観光国際戦略部の事務分掌のうち災害に  
関連する事項に関すること。

第六条エネルギー総合対策部の項中「第一条第八号」を「第二条第九号」に改める。

第八条第一項中「監理課」の下に、「観光企画課」を加える。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則を  
ここに公布する。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十六号

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規  
則

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則（平成十七年十一月青森  
県規則第百五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「すべて」を「全て」に、「第二十九条の七第五項第三号イ(1)に規  
定する応益割合又は同法第七百三条の五第二項に規定する」を「第二十九条の七第  
二項第二号の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合算額と同項第一号に規定す  
る基礎賦課総額に対する割合又は同法第七百三条の四第四項の被保険者均等割総額及  
び世帯別平等割総額の合算額の被保険者に係る同条第五項の基礎課税額の総額に対す  
る」に改め、同条第五項中「四十七万円」を「五十万円」に、「470,000円」を「500,  
000円」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の規定は、平  
成二十二年度分の県調整交付金から適用する。

訓 令

青森県訓令第十九号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県文書取扱規程（昭和三十六年八月青森県訓令第二十七号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第三条を次のように改める。

（文書の取扱いの原則）

第三条 職員は、県として行われる経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び  
事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事業が  
軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

2 職員は、事務が円滑かつ適正に行われるよう、文書を正確かつ迅速に取り扱い、  
常にその処理経過を明らかにしなければならない。

第九条第二項中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号  
を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 観光国際戦略局長印

第十三条の表中「除く。」の下に、「観光国際戦略局長印」を加え、「第十六  
条の二」を「から第十六条の三まで」に改め、観光局長印の項を削る。

第二十二条第一項の表第一号ア中「掲げる者あて」を「掲げる者宛」に改め、同ア  
ア)及びイ)中「あて」を「宛」に改め、同アウ)中「部長」の下に「観光国際戦略局

長」を加え、「を除く」を「及び県境再生対策室次長を除く」に改め、同ア(エ)を削り、同ア(カ)中「あて」を「宛」に改め、同(カ)を同ア(エ)とし、同ア(カ)中「あて」を「宛」に改め、同(カ)を同ア(カ)とし、同(カ)中「(カ)」を「(カ)」とし、「あて」を「宛」に改め、第三十一条中「路線」の下に「観光国際戦略局長」を加え、「観光局長」を削る。

同条第一の二の条中「部 長 印」24」を「部 長 印」24」を削る。

「部 長 印」24 「の」 「商工労働部観光局長印」24」を削る。  
観光国際戦略局長印「24」

同条第一中

「新幹線・交通政策課 青新交」を

「交通政策課 青交」を

「並行在来線対策室 青並在」を

「青い森鉄道対策室 青鉄対」を

「健康福祉政策課 青健福」を

「健康福祉政策課 青健福」を  
「がん・生活習慣病対策課 青が生」を

「国際交流推進課 青国交」を  
「労働能力開発課 青労能」を  
「観光企画課 青観」を  
「観光局新幹線交流推進課 青新推」を

「労働能力開発課 青労能」を

「高規格道路・津軽ダム対策課 青高津」を

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 高規格道路・津軽ダム対策課   | 青高津 |
| 青い森センターパークチーム   | 青セ  |
| 観光企画課           | 青観  |
| 観光交流推進課         | 青観推 |
| 観光局国際経済課        | 青国経 |
| まるごとあおもり情報発信チーム | 青あ  |

に改める。

別表第三中青森県鉄道管理事務所の項、青森県北海道情報センターの項及び青森県立美術館の項を削り、青森空港管理事務所の項の次に次のように加える。

青 森 県 立 美 術 館 青 美

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十二号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程（昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表企画政策部の部中

「新幹線・交通政策班 新幹線・交通政策課長」を

「交通政策班 交通政策課長」に

|         |               |                     |
|---------|---------------|---------------------|
| 観光国際戦略部 | 観光企画班         | 観光企画課長              |
|         | 観光交流推進班       | 観光交流推進課長            |
|         | 国際経済班         | 国際経済課長              |
|         | まるごとあおもり情報発信班 | まるごとあおもり情報発信チームリーダー |

改め、同部の次に次のように加える。

|               |                    |
|---------------|--------------------|
| 高規格道路・津軽ダム対策班 | 高規格道路・津軽ダム対策課長     |
| 青い森セントラルパーク班  | 青い森セントラルパークチームリーダー |

改め、同表の県土整備部の部中

|          |           |
|----------|-----------|
| 国際交流推進班  | 国際交流推進課長  |
| 労政・能力開発班 | 労政・能力開発課長 |
| 観光企画班    | 観光企画課長    |
| 新幹線交流推進班 | 新幹線交流推進課長 |

商工労働部の部中

|             |              |
|-------------|--------------|
| 健康福祉政策班     | 健康福祉政策課長     |
| がん・生活習慣病対策班 | がん・生活習慣病対策課長 |

|         |          |
|---------|----------|
| 健康福祉政策班 | 健康福祉政策課長 |
|---------|----------|

|          |           |
|----------|-----------|
| 青い森鉄道対策班 | 青い森鉄道対策室長 |
|----------|-----------|

|          |           |
|----------|-----------|
| 並行在来線対策班 | 並行在来線対策室長 |
|----------|-----------|

に改め、同表

を

に改め、同表

を

第三条防災消防防班の項第三号中「防災行政用無線電話」を「防災行政用情報通信網」に改め、同条新幹線・交通政策班の項中「新幹線・交通政策班」を「交通政策班」に改め、同項第一号中「並行在来線対策班」を「青い森鉄道対策班」に改め、同条並行在来線対策班の項を次のように改める。

青い森鉄道対策班

一 青い森鉄道線に関する事。

第三条健康福祉政策班の項の次に次のように加える。

がん・生活習慣病対策班

一 災害救助の実施の応援に関する事。

第三条国際交流推進班の項、観光企画班の項及び新幹線交流推進班の項を削り、同条高規格道路・津軽ダム対策班の項の次に次のように加える。

青い森セントラルパーク班

一 他の班の実施事項の応援に関する事。

観光企画班

一 観光国際戦略部分掌事務に係る災害情報収集及び被害調査に関する事。

二 観光施設に関する事。

観光交流推進班

一 他の班の実施事項の応援に関する事。

国際経済班

一 他の班の実施事項の応援に関する事。

まるごとあおもり情報発信班

一 他の班の実施事項の応援に関する事。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県訓令第二十一号

青森県文化観光振興連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県文化観光振興連絡会議規程の一部を改正する訓令

青森県文化観光振興連絡会議規程（昭和五十四年七月青森県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「商工労働部長」を「観光国際戦略局長」に改める。

別表第一中「観光局長、観光企画課担当の商工労働部次長」を「観光国際戦略局次長」に、「新幹線・交通政策課長」を「交通政策課長」に改め、「国際交流推進課長」及び「観光企画課長、新幹線交流推進課長」を削り、「高規格道路・津軽ダム対策課長」の下に「観光企画課長、観光交流推進課長、国際経済課長、まるごとあおもり情報発信チームリーダー」を加える。

別表第二中「警務課長」を「総務事務推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百九十一号

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程

青森県営林の立木及び素材売払規程（昭和三十八年四月青森県告示第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二号様式の第六条中「出端」を「端端」に改め、同様式の第九条中「付331-1」を「付311-1」に改め、同様式の第十一条第一項中「一」を「二」に改める。

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

議 会

青森県議会告示第二号

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

青森県議会議長 長 尾 忠 行

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程（平成七年十二月青森県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「先物取引の冊籍・簿所論」を「先物取引の冊籍・簿籍・簿所論」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

青森県議会訓令第一号

議会事務局職員一般

青森県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

青森県議会議長 長 尾 忠 行

青森県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

青森県議会事務局処務規程（昭和四十七年三月青森県議会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「及び室」を削り、同条中「及び室」及び「図書室」を削る。

第三条の見出し中「及び室」を削り、同条中「及び室」を削り、同条の総務課の項の第十五号中「又は室」を削り、同条の議事課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条の調査課の項に次の六号を加える。

七 全国都道府県議会議長会及び北海道・東北六県議会議長会に関する事。

八 図書及び資料の収集、整理及び保管に関する事。

九 図書及び資料の閲覧及び貸出に関する事。

十 図書及び資料の参考調査に関する事。

十一 図書室運営委員会に関する事。

十二 議会史編さんに関する事。

第三条の図書室の項を削る。

第四条第一項中「室に至長」を削り、同条第三項中「及び室」を削り、同条第四項中「主事」の下に「専門員」を加え、同条第五項中「室長」を削り、「及び主事」を「主事及び専門員」に改める。

第五条第三項中「及び室長」を削り、「及び室の」を「の」に改め、同条第六項中「又は室」を削り、同条第七項中「又は室長」を削り、同条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10 専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた事務に従事する。

第七条の見出し中「等」を削り、同条中「及び室長」を削る。

第八条第二項中「又は室長」を削る。

第九条の見出し中「等」を削り、同条中「又は室長」を削る。

第十二条中「又は室長」を削る。

第十四条第一項及び第十五条中「又は室」を削る。

別表第一各課(室)長共通の項中「各課(室)長共通」を「各課長共通」に改め、同項の二中「室長」を削り、同表調査課長の項に次の一を加える。

三 図書(持出禁止のものを除く)及び資料の貸出に関する事。

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県事業団訓令甲第一号

庁 中 一 般

青森県新産業都市建設事業団組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

青森県新産業都市建設事業団組織規程の一部を改正する訓令

青森県新産業都市建設事業団組織規程(昭和四十二年五月青森県事業団訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「総括主査」を削り、「技師」の下に「専門員」を加え、同条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、第九項を削り、第十項を第八項とし、第十一項を第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 専門員は、培われた知識、経験又は能力に応じた事務又は技術に従事する。

第七条第十二項を同条第十一項とする。

第八条第一項第一号を次のように改める。

一 非常勤職員

第八条第二項を削る。

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

雑

報

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭